沖縄県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

発出年月日:昭和47年5月27日

文書番号:沖縄県条例86

公表範囲:全文

(趣旨)

第1条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)第4条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、給付の実施機関及び給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

- 第2条 災害給付の実施機関は、沖縄県警察本部とする。
 - 2 実施機関は、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 法第2条に規定する災害であるかどうかの認定
 - (2) 療養の実施
 - (3) 給付基礎額の決定
 - (4) 法第5条第2項に規定する休業給付を行なうかどうかの決定
 - (5) 給付金額の決定
 - 3 前項の権限は、警察本部長が行なうものとする。

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第3条 給付の範囲、金額、支給方法等については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和27年政令第429号)の当該規定の例によるものとする。

(給付の実施に関する細目)

第4条 この条例に定めるもののほか、給付の実施に関して必要な事項は、警察本部長が定める。 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)の前日以前に給付すべき理由が生じた、障害給付年金、遺族給付年金及び休業給付のうち施行日の前日までの間に係る分並びに施行の前日以前に給付すべき理由が生じた障害給付一時金、遺族給付一時金及び葬祭給付の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する立法(1956年立法第8号)の規定によりされた決定、支給等の行為又は手続は、それぞれこの条例の相当規定によりされた行為又は手続とみなす。
- 4 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和42 年政令第129号) 附則第8条の規定は、遺族給付年金を受ける権利を有する遺族に対する一時金の支給について準用する。